

平成18年度第2回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成19年1月25日（木）

と ころ 前原暫定集会施設A会議室

小金井市市民部保険年金課

平成18年度第2回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成19年1月25日(木)  
場 所 前原暫定集会施設 A会議室

出席者 〈委 員〉

種 田 美智子	時 田 啓 一	森 屋 佳 子
横 尾 和歌子	渡 邊 俊 雄	佐 藤 仁
友 利 直 樹	廣 野 惠 三	菊 田 隆 夫
池 田 馨	櫻 井 綾 子	遠 藤 百合子
小 山 美 香	村 山 秀 貴	和 田 茂 雄
齊 藤 紀 夫	縄 野 一 夫	

〈保険者〉

助役	大久保 伸 親
市民部長	上 原 秀 則
保険年金課長	久 保 昇
国民健康保険係長	千 葉 幸 二
国民健康保険係主任	島 崎 映 美
国民健康保険係副主査	川 俣 み つ

欠席者 〈委 員〉

なし

傍聴者 なし

議 題 日程第1 委嘱状の交付  
日程第2 小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出について  
日程第3 小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選  
挙について

- 日程第4 小金井市国民健康保険条例の一部改正について（諮問）
- 日程第5 出産育児一時金の受取代理制度の導入について（報告）
- 日程第6 その他

開 会 午後 1時58分

(市民部長) お待たせいたしました。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。定刻より若干前でございますが、皆さんおそろいですので、早速、平成18年度第2回目の国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思います。

恐れ入りますが、着席させていただきます。

本協議会につきましては、今回から新たな委員構成による協議会となっているところがございます。したがって、本日の各委員席につきましては、現時点での仮議席とさせていただきます。

私、左手の方から、小金井市国民健康保険条例第2条第1号によりますところの被保険者を代表する委員の方、5名の方でございます。

その次の方が、第2号による保険医または保険薬剤師を代表する委員、5名の方でございます。

その次の方が、第3号による公益を代表する委員、5名の方、市議会議員の方が4名ほど入っております。

それから、最後に第4号による被用者保険等保険者を代表する委員、お二人と、このような順番になっているところがございます。

合計17名、全員出席しているところがございます。

なお、それぞれの区分ごとの席順につきましては、勝手ながら五十音順とさせていただいておりますので、あらかじめそうにご了承願いたいと思います。

それでは、机の上にお配りしております日程に従いまして進めさせていただきたいと思えます。

(市民部長) 初めに、日程第1、委嘱状の交付をとり行わせていただきたいと思います。

本件は、小金井市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づきまして、市長が委嘱するものでございますが、あいにく本日は市長が他の公務と重なっております。したがって、委嘱状の交付につきましては、助役の方から交付をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、助役、よろしく願い申し上げます。

(委嘱状の交付)

(市民部長) ありがとうございました。

なお、今期の任期につきましては、お手元の委嘱状に記載のありますとおり、平成20年12月31日までの2カ年となっているところでございます。ご確認の上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、それではここで助役からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(助役) 大分、日にちが経過したところでございますけれども、新年、明けましておめでとうございます。

委員の皆様におかれましては、平素より本市の国民健康保険事業の円滑な運営にご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。深く感謝申し上げます次第でございます。

本来であれば、市長が参りまして、直接、皆様にごあいさつを申し上げるべきところでございますが、本日は市長会がございまして、ほかの公務と重なりまして欠席をさせていただいております。かわりまして、私の方からごあいさつをさせていただくところでございます。

さて、ご案内のように、昨年6月の通常国会におきまして、今後の少子高齢社会においても国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能で安定的な運営を確保していくための医療制度改革関連法が成立したところでございます。国民健康保険事業におきましても、70歳以上の現役並み所得者の窓口負担の引き上げ等、既に平成18年10月から段階的に制度改革が施行されているところでございます。とりわけ平成20年度から始まります生活習慣病、いわゆるメタボリックシンドローム予防のための特定健康診査、保健指導事業や75歳以上を対象といたしました新しい高齢者医療制度の実施に向けた広域連合化等、今後、行政が早急に取り組まなければならない多くの課題が山積しているところでございます。

このような状況の中、本日から新しい委員さんも加わりました新しい体制のもとでの運営協議会がスタートするわけでございますが、今後におきましてはただいま申し上げましたような医療制度改革に伴うご協議やら、ご審議をいただく機会も多々あるものと思われるところでございます。今後とも、より一層のご協力をお願い申し上げます。

本日は、まず出産育児一時金にかかわる見直しにつきまして、ご審議をお願いすることになっているところでございます。諮問の内容につきましては、後ほど詳しくご説明申し上げますが、少子化対策の一助といたしまして、国民健康保険加入世帯の出産費用の負担軽減を図るため、出産育児一時金の支給額を引き上げさせていただくもの

でございます。

皆様方のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市民部長) ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入るわけでございますが、今回は最初ということでございますので、議事に入ります前に事務局の職員をご紹介させていただきたいと思います。

まず初めに、保険年金課長の久保でございます。

(保険年金課長) どうぞよろしくお願いいたします。

(市民部長) それから、係長の千葉でございます。

(国民健康保険係長) 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

(市民部長) 主任の島崎でございます。

(国民健康保険係主任) 島崎と申します。よろしくお願い致します。

(市民部長) 副主査の川俣でございます。

(国民健康保険係副主査) 川俣です。よろしくお願い致します。

(市民部長) 申しおくれましたが、私、市民部長の上原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、私の方から各委員さん方をご紹介させていただきたいと思いますが、各委員におかれましては、今期初めての会議でもございますので、自己紹介も兼ねましてごあいさつをいただければ幸いです。よろしくお願いしたいと思います。

初めに、第1号委員、被保険者代表の5人の委員の方でございます。種田委員と森屋委員につきましては、今期から新たにお問い合わせということでございます。また、時田委員、横尾委員、渡邊委員については、引き続き委員をお願いするということでございます。

恐れ入ります。それでは、種田委員の方から、ごあいさつをお願いできればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(種田委員) 初めまして、種田美智子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(市民部長) 続きまして、時田委員でございます。

(時田委員) 時田啓一でございます。一応、留任をさせていただきました。よろしくお願い致します。

(市民部長) 続きまして、森屋委員でございます。

(森屋委員) 小金井市貫井南町3丁目の方から参りました森屋桂子と申します。私は、小

金井市で生まれまして、小金井市でずっと41年、育っております。父が株式会社カネモリという会社をしております、オレンジ色のトラックで、皆様、目につくかと思うんですけども、その事務所の隣でちょこっと設計事務所などしております。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、横尾委員でございます。

(横尾委員) 私、横尾和歌子です。2期目でございますので、よろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、渡邊委員、どうぞご着席のままで結構でございます。

(渡邊委員) 渡邊でございます。3期目をやらせていただきます。私、一応、社会保険労務士をやっておりますけれども、今までの現役の方はいろいろ、今回ほとんど引退しましたので、続けてやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(市民部長) 以上が被保険者を代表する5人の委員の方でございます。

続きまして、保険医または保険薬剤師を代表する5人の委員の方でございます。友利委員が今期から、それから池田委員も今期からということでございますが、ほかの3人の方につきましては、引き続きお願いするというところでございます。

初めに、佐藤委員、よろしくお願いいたします。

(佐藤委員) 小金井市医師会の佐藤です。よろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、友利委員、お願いいたします。

(友利委員) 小金井市医師会の友利でございます。よろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、廣野委員でございます。

(廣野委員) 同じく小金井市医師会の廣野です。よろしく。

(市民部長) 続きまして、歯科医師会の方から菊田委員でございます。

(菊田委員) 歯科医師会の菊田です。よろしくお願いいたします。

(市民部長) 続きまして、薬剤師会の方から池田委員でございます。

(池田委員) 薬剤師会の方から来ました。右も左も、どこを向いてもよくわかりませんので、よろしくお願いいたします。

(市民部長) 以上が5人の第2号委員でございます。

続きまして、第3号委員、公益を代表する委員、5名の方をご紹介させていただきたいと思います。いずれも皆さん、継続ということでございます。初めに、民生委員から櫻井委員、お願いいたします。

(櫻井委員) 民生委員の櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

(市民部長) 続きまして、市議会から4人の議員です。まず、遠藤委員からお願いいたします。

(遠藤委員) 市議会議員をさせていただいております遠藤百合子でございます。よろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、小山委員お願いいたします。

(小山委員) 市議会議員の小山美香です。どうぞよろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、村山委員、お願いいたします。

(村山委員) 同じく村山秀貴でございます。よろしくお願いいたします。

(市民部長) 続きまして、和田委員、お願いいたします。

(和田委員) 同じく和田です。よろしくお願いいたします。

(市民部長) 以上が5人の公益を代表する委員の方々でございます。

続きまして、最後に第4号被用者保険等保険者を代表する委員の方でございます。お二人いらっしゃいます。まず、お一人目は健康保険組合から齊藤委員、継続です。

(齊藤委員) 2期目をやらせていただきます齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

(市民部長) ありがとうございます。続きまして、政府管掌健康保険から、府中社会保険事務所の次長であります縄野委員でございます。

(縄野委員) 昨年の9月29日付で府中社会保険事務所に転入になりまして、今回、委員にさせていただきました府中社会保険事務所の縄野でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

(市民部長) よろしく申し上げます。

皆様、どうもありがとうございました。よろしくどうぞお願い申し上げます。

(市民部長) それでは、ただいまから議事に入るわけでございますが、議事に入ります前に本会議の成立の可否につきまして事務局からご報告をさせていただきます。

(保険年金課長) それでは、私の方から本会議の成立の可否につきまして、ご報告させていただきます。

現在、委員の定数は17名でございます。本日、17名全員のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第7条の規定に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、その旨ご報告を



させていただきます。

以上でございます。

(市民部長) 以上のとおりでございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の日程につきましては、既に皆様の机の上に配付しております議事日程のとおりでございます。

(市民部長) 日程第2、小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出についてを議題とさせていただきます。

本協議会は1月から新たな任期となっておりますので、会長並びに会長職務代行者を新たに選出していただくことになるわけでございます。このため、臨時の議長を選出する必要があります。それでは、小金井市国民健康保険運営協議会臨時議長の選出についてお諮りするところでございますが、従前の例によりまして最年長であります廣野委員を臨時議長に指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(市民部長) 異議なしということでございますので、廣野委員にお願いしたいと思います。

それでは、廣野委員、臨時議長席にお着きください。

では、よろしくお願いたします。

(臨時議長) ただいまご指名をいただきました廣野でございます。よろしくご協力ください。

それでは、会議を続けます。

(臨時議長) 日程第3、小金井市国民健康保険運営協議会会長並びに会長職務代行者の選挙についてを議題といたします。

会長並びに会長職務代行者は、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づきまして、第3号の公益を代表する委員のうちから全委員で選挙するということになっておりますので、どなたか選出方法についてご意見ございませんか。

(渡邊委員) 指名推選ではいかがでしょうか。

(臨時議長) ただいま、選出方法について指名推選の方法にするのがよいというご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(臨時議長) 異議なしというお声でございますので、そのように決定させていただきます。

したがいまして、指名推選という方法で会長を選出させていただきますが、どなたか推薦していただけますか。

(渡邊委員) 和田委員を推薦いたしたいと思いますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(臨時議長) ただいま和田委員を会長として推薦するというご発言がございました。

お諮りいたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(臨時議長) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のありましたとおり、会長に和田委員を選出することに決定いたしました。

次に、会長職務代行者の選出方法について、ご意見がございますか。

(渡邊委員) 同じく指名推選ではいかがでしょうか。

(臨時議長) ただいま、選出方法について指名推選の方法にするのがよいというご意見がございましたが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(臨時議長) ありがとうございます。

それでは、指名推選という方法で会長職務代行者を選出させていただきますが、どなたか推薦していただけますか。

(渡邊委員) 小山委員を推薦させていただきます。

(臨時議長) ただいま、小山委員を会長職務代行者として推薦するというご発言がございました。

お諮りいたしますが……

(「反対します」と呼ぶ者あり)

(臨時議長) 反対というご意見がございました。

ほかの方はいかがでしょう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(臨時議長) よろしゅうございますか。

もう一度お諮りいたしますが、賛成の方、それでは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(臨時議長) 1名、反対の方を除いて皆さんご賛成でございますので、小山委員を会長職

務代行者として選出することに決定いたしました。

会長並びに会長職務代行者が決定いたしましたので、臨時議長の職務はこれで終了いたしました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

しばらく休憩します。

（市民部長）廣野臨時議長におかれましては、大変ありがとうございました。

和田会長、恐れ入ります、こちらの席に、ご着席をお願いいたします。

会長及び会長職務代行者が選任されました。

初めに、会長から就任のごあいさつをお願いいたします。

（会長）皆さん、こんにちは。ただいま会長に選任いただきまして、大変、今、重要な、そしてまた極めて大事な課題を抱えております小金井市の国民健康保険、この課題について当運営協議会で、これから審議をしていくわけでございます。先ほども助役からもお話がありましたとおり、昨年、医療制度改革関連法案が成立いたしまして、この少子高齢化の流れの中で、この医療制度あるいは介護保険を含めた、大きく言えば社会保障制度をどう維持していけるのかという大変難しい課題に国も地方も取り組んでいるわけですね。そうした中で、私たち小金井市、地方からどのようにこの問題に対処していくのかという意味では、大変大事な運営協議会ではないかと思っています。大変難しい課題でありますけれども、私も微力ながらこの課題の解決のために、皆様方のご協力をいただきながら推進していきたいと考えております。どうか皆様方のご協力を、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。何とぞお願いいたします。

（市民部長）ありがとうございました。

引き続きまして、会長職務代行者に就任のごあいさつをお願いいたします。小山委員、よろしくお願ひいたします。

（会長職務代行者）小山と申します。今、会長からもお話がありましたが、この国民健康保険をいかに運営していくかという点では、医療制度を含めてとても大きな局面に来ていると思います。会長を補佐して頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（市民部長）ありがとうございました。

それでは、本協議会の議長につきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして会長が行うことになっております。和田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長) 皆さん、こんにちは。

皆さん、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

これより、まず最初に委員の皆様方の議席の指定というものを行いたいと思いますけれども、これまでの例によりまして、今、皆様方が着席されております仮議席、これをもちまして正式の議席ということにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会長) ご異議なしということで、そのようにさせていただきたいと思っております。

次に、小金井市国民健康保険運営協議会の規則第9条第2項の規定によりまして、会議録の署名委員2名を指名したいと思います。

1番の種田委員さん、そして2番の時田委員さんのお二人を会議録の署名委員として指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

(会長) それでは、日程第4、小金井市国民健康保険条例の一部改正についてを議題としたいと思います。

諮問内容につきましては、2月に開催予定されております市議会の定例会で提案することですので期間が余りございません。今回この場で答申をしなければならないというふうな、そういう状況になりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、市長の諮問をお願いいたします。

(助役) 小金井市国民健康保険運営協議会会長、和田茂雄様。

小金井市長、稲葉孝彦。

小金井市国民健康保険条例の一部改正について(諮問)。

少子高齢社会の急速な進展に伴い、少子化対策の観点や最近の分娩料の状況等を勘案し、国民健康保険加入世帯の出産費用の負担を軽減のうえ、子どもを安心して産み育てられる環境を整える必要があるため、小金井市国民健康保険条例の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願ひます。

記。

諮問事項、小金井市国民健康保険条例の一部改正について。

改正内容、出産育児一時金の支給額の改正。

第6条第1項中35万円を40万円に改正する。

この改正は、平成19年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとする。

以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長) ただいま諮問をいただきましたので、この諮問書の写しを皆様方に配付したいと思ひますので、しばらくお待ちください。

(諮問書配付)

(会長) ここで、助役がちょっと所用がありますので退席をいたします。よろしくお願ひいたします。

(助役) どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長) 配付されました。

それでは、ただいまの諮問につきまして、詳細の説明をお願ひいたしたいと思ひます。また、今回、結核予防法が廃止されまして、それにかわる法律が施行されました。これにつきましてでも条例改正の必要がありますので、あわせて説明をお願ひしたいと思ひます。

(市民部長) それでは、出産育児一時金支給額の改定につきまして詳細をご説明させていただきます。

小金井市国民健康保険条例第6条に規定しております出産育児一時金の支給額につきまして、現行35万円のところを40万円に改正したいというのが諮問の趣旨でございます。

お手元に既にお配りしております資料集がございます。後ほど資料集の方につきましては、別途説明させていただきますが、資料1は改正する条例案をこちらの方に載せているところがございます。1ページ目でございます。

2ページ、3ページにつきましては、非常に小さい字で申しわけございませんが、改正する条例の新旧の対照表を載せているところがございます。こちらにつきましては、下線部分が変わるということで、こちらにつきましても後ほど詳しく説明させていただきたいと思ひます。

35万円から40万円に改正する理由でございます。先ほどお話がございましたが、昨年6月の健康保険法等の一部を改正する法律、こちらが成立したことに伴いまして、新たな少子化対策の観点から、それから最近の分娩料の状況等を勘案いたしまして、出産一時金の

金額が国においては従前の30万円から35万円に引き上げられたところがございます。そして、既に昨年の10月から実施されていると、このような状況があるところがございます。小金井市におきましては、少子化対策の一環といたしまして、平成16年4月より他市に先駆けまして35万円に改正したと、このような経過があるところがございます。

資料3でございます。資料3につきましては、既に机の上に差しかえを配らせていただいていると思うんですけれども、実は事前にお配りした内容は、東京都の資料を使わせていただきましたので非常に見づらいということで、市だけを集めまして、もう一度作り直して、皆様のお手元に配り直させていただいておりますので、そちらにつきましても後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

資料3につきましては後ほど説明いたしますが、概要をかいつまんで申し上げますと、昨年の10月から法改正によりまして大部分の市が35万円に引き上げたところと、このような事実があるところがございます。さらに、既に38万円に引き上げている市が、稲城市と日野市、武蔵野市の3市があるところがございます。また、3点目といたしましては、市内近隣の病院の出産費用を調べさせていただきましたところ、40万円を超えているという状況があるところがございます。また、最後、4点目といたしましては、改正する出産育児一時金に対応する予算が一定確保できる見込みがあると、このような4つの状況を踏まえまして、ことしの4月から出産育児一時金を現行の35万円から40万円に改正させていただきたいという内容でございます。

なお、予算措置につきましては、資料4のとおりでございますので、こちらにつきましても後ほど説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の方をごらんいただきたいと思います。

資料の1ページ目でございます。非常にかた苦しい書式で大変申しわけございませんが、こちらが市の方の議会に出すときの議案書でございます。小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の案でございます。

一部を次のように改正するというので、第6条第1項中の35万円を40万円に改めるというのが1点でございます。

それから、もう一点でございます。第8条第1項中の結核予防法を、これは昭和26年の法律第96号でございますが、第34条第1項を、今度、法律が変わりました。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ということで、根拠の法令が変わることとございます。この2点が大きく変わる場所でございます。

その下の付則といたしまして、施行の期日でございますが、ことしの4月1日から施行したいという内容でございます。

その下が経過措置でございますが、この条例による以外のものについては、なお従来の措置にいたしますよという内容のものでございます。

続きまして、資料の2でございます。

1枚めくっていただきまして、横書きになって、大変字が小さくて申しわけございません。2ページ、3ページにまたがっているところでございます。

今申し上げた部分を、この表にしたものでございますね。改正条例と、左側です、現行条例はどこがどう違うのかという部分でございます。下線の部分が変わったところでございます。第6条の右側の35万円を左側の改正で40万円にするという内容で、備考欄に書いてありますとおり、出産育児一時金の支給額の改定という趣旨でございます。

それから、2点目です。結核・精神医療給付金という見出しが括弧書きでついてございます。第8条でございます。従来、右側に、下線の部分のとおり結核予防法、これが根拠法令でございました。こちらが変わりまして、左側の方に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というふうに置きかえるということで、結核医療給付金対象者の根拠法の整理ということでございます。

それから、左側の3ページですが、この条例は19年4月1日から改正するという内容のものでございます。

続きまして、資料の4ページ目でございます。4ページにつきましては、既に皆様にお配りしたところでございますが、東京都の福祉局がつくった資料をお配りさせていただきましたが、例えば保険者番号で入ってしまっているものですから、村、町が上の方に来ていたり非常に雑駁でございます。したがって、本日お配りした資料のとおり差しかえをさせていただいて、ご説明させていただきたいと思っております。

各市の出産育児一時金の状況ということで、昨年10月1日の現状でございます。左側が改正前、右側が改正後、もしくは改正を予定するという内容になっているところでございます。

まず、左側、改正前、平成18年、昨年1月の状況でございます。ごらんとおり、国の法律は30万円でございます。したがって、30万円の市が19市ございました。上乗せしている市が7市ほどございまして、2市が35万円、羽村と小金井が35万円。それから、32万円、2万円を上乗せしている市が5市ございまして、立川、青梅、国立、東大和、西東

京の5市が32万円ということでした。東京23区につきましては、やはり35万円ということでも小金井と同様の額でした。

これを、国の法律が30万円から35万円に変わったということで、各市がどのような対応をとったかというのが改正金額の右側でございます。26市のうち23市が、35万円に引き上げ、または引き上げる予定でございます。それから、3市が38万円に引き上げる予定でございます。3市というのは、武蔵野市が38万円、日野市が38万円、稲城市が38万円と、こういう状況があるところであります。

この中で、なぜ小金井が40万円なのかということですが、従来、小金井市、左側の改正前でございますが、30万円のところ5万円を上乗せして35万円を支給することによって、少子化対策の一助を担ってきたという経過があるところでございます。したがって、こちらの経過を踏まえまして、このたび国が35万円ということですので、そのまま5万円を上乗せして40万円にしたいというのが市長の諮問の内容でございます。

次に、5ページ目でございます。資料の4でございます。

それでは、財源措置がどうなのかと、小金井は貧乏なのがいいのかと、こういう状況があらうかと思っておりますので、こちらについて説明させていただきたいと思っております。

来年度の予算につきましては、一般会計につきましては、昨日、最終の復活内示がありまして固まったところでございます。こちらにつきましては、国保会計の特別会計でやるわけですが、いずれにしても従来から不足する分につきましては、一般会計の方から繰り出していただいていると、こういう状況があるところでございます。

それで、改定後が左側、右側が改定前でございますが、一番上でございます。平成19年度予算の積算額でございます。仮に40万円といたしますと、約150件を見込みまして6,000万円の経費が必要となるところでございます。昨年までは、35万円でございました。そうすると、35万円の150件というと5,250万円でございます。こちらを、一般会計からの繰入金になりますと、繰入金は、これは法律で定められたものがございます。例えば、改定前をごらんいただきたいと思うんですが、35万円掛ける3分の2、3分の2が法定の根拠でございます。掛ける150件で、3,500万円は法定で、当然一般会計で持つべきという金額でございます。したがって、従来の5,250万円であれば、1,750万円の一般会計からの繰出しをしていただくという計算になります。ところが、改定後になりますと、同じように3,500万円を一般会計から繰り入れてございますので、法定はあくまでも法律上の35万円が根拠になりますので、40万円を積算のもとにはしていないんですね。35万円で積算しますと、



3,500万円ということですので、2,500万円の一般会計からの持ち出しが必要になるということになるわけですので。そうしますと、改定前と改定後の差が2,500万円と1,750万円の差ということがございますので、750万円の影響があるという内容でございます。

こちらが理論上の表でございますが、実態はどうかということでございます。一番下の資料の欄でございます。平成19年度の予想の件数ですが、実績件数は134、136、143、137、138件とありまして、おおむね右の表の増減率を見込みまして150件と見込んだところでございます。

こういう状況の中で、40万円の150件ということで、6,000万円の経費が必要であるというふうに積算したところでございますが、ことしの予算はどうかということでございますが、18年度の当初予算につきましては35万円でありましたが、従来から170件程度を見ていたんですね。したがって、5,950万円の当初予算を組んでいる状況がございます。したがって、予算対比でいきますと、ことしは既に5,950万円を組んでいた関係で、来年6,000万円になりますけれども、実質の一般会計の負担額は50万円と、50万円が多くなるということで、5,950万円から6,000万円になるということで影響額は極めて少ないと。したがって、この35万円から40万円にするには予算措置上は可能であると、このような判断をしたところでございます。

以上が資料の4でございます。

それから、もう一点です。1点は35万円から40万円の関係でございますが、もう一件は、資料の1にお戻りいただきまして、第8条の第1項中の結核予防法の関係でございます。

今までが、先ほどの市長の諮問事項の内容でございますが、こちらにつきましては諮問事項というよりは報告をさせていただきまして、このように上位法の関係で変えさせていただきますたいということで、ご了解を願いたいということでございます。

第8条第1項中の結核予防法を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に改めるというものでございます。この法律が、平成18年12月8日付で公布されたことによりまして、ことしの4月1日から結核患者の医療に係る規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に盛り込まれ、結核予防法は廃止となります。

なお、国及び交付費の給付の割合でございますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の規定によりまして現行と変更はありません。その旨、ご報告させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(会長) 以上、事務局からの説明が終わりました。

これから質疑を行うわけですが、資料説明等もあり、それから一部資料の差しかえ等もありましたが、ただいまの説明について何か質疑ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

(小山委員) 5ページの資料の4というのがあるんですけども、ここで平成19年度の予算の積算額とか、その下にも影響額及び財源措置というようなことで数字が書かれているんですけども、先ほどの説明ですと国から補助が35万円あると言っていましたよね。それで、市の独自の上乗せが5万円だという話でしたよね。そうすると、ここに書いてあるというのは、予算書を見るとこの金額なんだけれども、実際以前も国から補助が出ていて小金井市は5万円の上乗せだけで、今回も国から補助が30万円から35万円になって、実際、小金井市の独自の財源は5万円だけだと。そうすると、この影響額の考え方なんです、ここには750万円と出ているんですけども、実際に18年度は170件で予算を組んでいて、今回は150件で予算を組むから、小金井市だけの影響額を見ると、逆に5万円の上乗せは変わらないわけだから、170件から150件に減る分、小金井市の財政としては予算の見込みが減るんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺の考え方というのはどうなのか、ちょっと詳しく説明をしていただかないと、逆にこれだと小金井市の持ち分が何か750万円上乗せされて出てくるんだというようなイメージなので、ちょっとここところが考え方として、あと皆さんの理解の上で、やっぱりちょっと誤解が生じるんじゃないかと思しますので、その辺やっぱりわかるようにきちんと説明をなされた方がいいんじゃないかと思しますので、ちょっとその辺をお願いします。

(市民部長) それでは、5ページの資料の4でございます。出産育児一時金の財源措置につきまして、もう一度、私の方からご意見を踏まえまして説明させていただきたいと、このように思います。

5ページの表につきましては、理論上の表なんです、まず1点は。理論上はこうであると。まず理論上は、3分の2が法定の繰り出しということで、小山委員の方からは国の方から補助が来るということですが、いわゆるこれは交付税の算入なんです、地方交付税の算入。私ども、地方交付税不交付団体でございますので、算定の基礎にはなっておりませんが、実態としてお金は来ておりません。すべて一般財源でやっております。

理論上は、3分の2が交付税の算入がされるから、法定、法律で定めた一般会計の繰り出すべき財源であるというふうに考えてもらえばいいと思うんですね。その繰り出すべき財源が、理論上は35万円、従来ですと35万円、どちらとも35万円です。これは市が40万やろうと50万やろうと、法定の部分は法律で定めた分だけでございますから、35万円の3分の2の分が法定の繰出金となるわけですけれども、本来ここで件数が移動するわけですけれども、150件ということで決めておりますので、計算上は3,500万円、これが法律上、市が負担しなければいけない額というふうに理論上の数字で押さえていただければと思います。

上の40万円掛ける150というのは、実際、市が払うその件数ですね。そうすると、6,000万円になるわけですね。そうすると、単価差が5万円ございますから、そこ、それから3分の2との関係で2,500万円の市が負担すべき数字が出てくるわけでございますが、これはあくまでも理論上の数字でございますして、理論上、従来の35万円と比較した場合、何も小金井市が上乘せしないということであれば理論上は1,750万円の持ち出しと、これは市の方が改正しようがしまいが、35万円とするのであれば5,250万円かかって、法定は3,500万円ですから1,750万円は一般財源で見なきゃいけないという額なんですね。左側は5万円を上乘せするということになりますから、枠が大きくなってしまいますね。しかし、法定分は3,500万円が変わらないと。したがって、その分の差が2,500万円になってしまうと。それを単純に理論上の数字だけで比較すると、何も上げないときよりも、5万円を上げると750万円が一般会計から出るような形になるというのが理論上の数字なんですね。あくまでも理論上なんです。

先ほど後から申し上げたのは、では実態の予算とはどうなのかということでありまして、ことし既に35万円で170件分という予算を措置しているんですね、ことしの予算の中に。そうすると、5,950万円の予算を既に18年度で獲得していると、私の方から言うと獲得しているというのはおかしいんですが、一般会計からもらっているという実態があるんですね。そうすると、それを仮に40万円にした場合でも、人数が170件もないと、150件ぐらいだろうということで積算していきますと6,000万円で済むわけですね。そうすると、ことしもらっている予算と、では来年、組むべき予算との差は6,000万円と5,950万円の差だから、実態としては50万円で済むのかなというのが実態の数字の動きでございます。

以上です。

(小山委員) 今、詳しく説明していただきましたのでわかりました。要するに、出産育児

一時金は35万円、国で払いなさいよということだけれども、国から出るのが35万円じゃなくて、35万円のうちの3分の2だけだと。だから、3分の1は市で何とかしなさいよということで、この予算が組まれているということですね。わかりました。

そういうことで、人数も減って、予算組みの中では去年と変わらない程度で、5万円上乗せしても済むだろうということでの予算を立てたという説明ということで理解してほしいですね。

(市民部長) はい。

(小山委員) わかりました。ありがとうございました。

(市民部長) 要するに、予算措置には何とかなるだろうと。これを行うことによって、例えば保険税を上げるとか、そういったことはしなくて済むだろうということでご理解願えればありがたいと思います。

(小山委員) わかりました。

(廣野委員) 医療機関としては、結核予防法取扱医療機関という名称が昔からあって、結核予防法を取り扱う医者と普通、取り扱わない医者、医療機関とか分かれていましたね。そうすると、今度、結核予防法がなくなると、感染症予防取扱医療機関というような名称になるの。その辺はわかりませんか、担当じゃないからわからないでしょうから、一応調べておいてほしいと思います。

(横尾委員) 当然そうなるんでしょう。廣野先生のご想像どおり、当然そうなるんでしょう。

(廣野委員) 取り扱い医療機関というのは、昔から指定されているわけですよ。だから、それはどうなるのか。自然消滅してしまうのか、あるいは今度の感染症予防取扱医療機関となるとすると、感染症となると今度、幅が広がりますから、すべての医療機関が取り扱わなくてはいけないことになるだろうと思うんですね。その辺がどういうふうになるのか、調べておいていただきたいと思います。

(市民部長) わかりました。早速、東京都等に確認いたしまして、先生の方にご連絡させていただきたいと、このように思います。

(横尾委員) ということは、感染症となるとエイズも入るし、SARSも入るし、鳥インフルエンザも入るし、そうすると今の廣野先生のご指摘のとおり、感染症指定医というと、お医者さん方、随分忙しくなりますね。市立も大分ふやさなきゃならないし……

(廣野委員) 指定医以外は取り扱えなくなってしまうふうにもとれるし、逆にすべての医

療機関は感染症の患者がいっぱい来るわけですから、その今までの結核予防法取扱医療機関という名称が自動的になくなってしまうのかというようなことを調べていただけるとありがたい。

(会長) わかりました。では、ただいまの廣野先生のご指摘については……

(市民部長) 調べさせて各委員に、郵送で、その結果をお知らせさせていただきたいと、こういうことをご理解願いたいと思います。

(会長) では、そのように処理させていただきます。

(渡邊委員) ここは、実際に大体150名というふうに踏んでいらっしやると聞きました。これは小金井市の国保の保険者で150名ですね。そうすると、小金井市全体として、すぐにはわからないかと思うんですけども、大体出産する方というのはどのぐらいの割合でいるのかというのがちょっと疑問だったんですけども、これは例えば母子手帳の交付枚数とか、そういう絡みでも出てくるとは思うんですが、国保ばかりじゃなくて一般健康保険の被保険者の配偶者ですね、配偶者の方も結構割合が高いと思いますので、配偶者とのバランスはどうなるのかなとちょっと思いましたので、その点、すぐじゃなくても、大体、小金井の出産率が150名ぐらいしか産まれないのかなと、ちょっと今、思ったんですけども、その辺。

(国民健康保険係長) ちょっと調べさせていただいて。

(会長) ちょっと今、手元に資料がないそうです。

(市民部長) あくまでも渡邊委員おっしゃるとおり、この150というのは国保の世帯の数字でございまして、全体的ではありません。おっしゃるとおり、いわゆる共済組合であるとか政府管掌だとかは35万円が基本なんですね。そこに多少財政力があれば、3万円でしたか、上乘せしていると。38万円ぐらいというのが一般的だと思うんです。ここを40万円にしますと、そこで2万円の差が実は出るんですね。そうすると、ある意味では不公平じゃないかと、こういったこともなきにしもあらずなんですね。しかし、従来から、その30万円のときも35万円にした経過がございました関係で、それを圧縮するにはちょっと抵抗があったものですから、従来と同じような幅でということで今回ご提案というか、市長の方の諮問はなっているという状況がございまして。

(渡邊委員) 今回の上げていただくのは、被保険者側からすれば非常にありがたいことで、もろ手を挙げて賛成なんですけれども、ただこれが何のため、目的が何かというと、少子化対策のためが主目的ですよね。そのときに、少子化は国保だけじゃなくて、ほかはどう

なのかなという感じがちょっとしましたので、さっきも質問していたんですが、単に少子化対策だけかなと。でも、結構でございます。被保険者側としては、これで保険料が上がるというならまた問題ですけれども。

(市民部長) まず1点目、出生の数がどのくらいかということでございますが、年間850人程度なんですね、市全体で。850人程度ございますので、そのうちの150人ぐらいが国保の関係だということで、割合として非常に少ないですね。ですから、20%いかないというところですか。そうですね。渡邊委員がおっしゃった少子化対策、それから子育て支援、こういった2つの大きい項目があるわけですけれども、いわゆる子育てとかほかの面でも、これに限らず、これはその中の1つにすぎないわけですけれども、一定やっぱり国保というのは従来から所得層はどちらかというと厳しい方が多いのかなと、そこら辺も一定加味しているということでご理解願えれば、確固としたこうだということはないんですけれども、そこら辺でご理解願えればありがたいなと思います。

(渡邊委員) 今まで国保が健保よりも高くしているというのは、ちょっと考えられなかったような気もしたんですけれども。

(市民部長) 確かにおっしゃるとおりで、実態としては38万円だとしても、2万円の開きがあるというのは実態だと思います。ですから、そこら辺が、2万円が多いと見るのか、いやそうじゃなくて、やはりそういう方のために、2万円の少しそういう子育て、またそういう関係で使ってもらえればなと思う、どちらかだと思うんですけれども、従来はただそういうスタンスであったということでご理解願いたいと思うんですけれども。

(遠藤委員) ただいまのご説明で、直接は関係あることではないかもしれないんですけれども、この35万円から40万円に一時金を上げるということなんですけど、国保に加入している方の中で、かなり国保の収納率がアップしているということは、昨年度、職場の方々のご努力により、それが確固たる数字になっていったという経緯はあると思うんですが、されどやっぱり未納の方というのはいらして、例えば未納の方がこの申請をなさった場合に、それはどういう対応をされているのか。恐らく一時金を出されていると思うんですが、そこら辺の考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

(保険年金課長) 一応、法定給付という位置づけです。今のところ、この後ご説明する受取代理とちょっと違いまして、滞納しているからだめだということには直接はできない部分があります。ただ、実際は、ご申請をいただいたときは、その辺の情報、こちらのご申請いただいた方の滞納状況といたしますか、納付状況がわかりますので、その辺の交渉はさ

せていただいております。ただ、どうしてももらいたいと言われれば、私ども滞納しているからだめだということは今の段階では言えない状況ではあります。

(遠藤委員) その間も、やはり交渉はあるということですね。わかりました。

(会長) よろしいですか。そのほかございますか。

(友利委員) 初めてなので、僭越ですけれども、ちょっと聞かせてください。

少子化対策ということで、5万円アップするということですが、5ページの資料を見ますと、平成14年、15年、16年、17年、18年度と実績件数を書いておりますが、平成16年度に30万円から35万円に増額というふうになったわけですけれども、それでそういうその後の分娩数というのは余りふえているような要素はないんですが、期待としてはふえるだろうという期待のもとに考えると思うんですが、今回、前年度実績が170件で、150件というそういう算出方法で出しているんですけれども、この見方だと余りふえることを期待していないような数値のとり方にも見えるんですが、やっぱりこれを超えた場合はどうするかということで、その辺が少し、要するに少子化対策で分娩数がふえるかふえないかというのは非常に難しいと思いますけれども、数値を少し絞り込み過ぎじゃないかなというふうに感じました。

(市民部長) 友利委員おっしゃるとおりでございます。平成16年に改正したときには、170件ということは、これと二、三十件の差があつて、伸びるだろうという希望的観測があつて、その分を予算措置していたわけでございます。ただ、毎年、実態としてはその分が余っていたと、余ってしまったと、差より不用額になっていると。ほかに使ったというわけではございませんよ、余ったというのが実態なわけですね。そこら辺の財政事情もありまして、今回ぐっとコンパクトにしたわけですけれども、では友利委員がおっしゃるとおり、今度、期待に沿って伸びてしまったらどうするんだと。そのときには、何としても予算は措置していきたいと思っております。

というのは、全体的に、先ほど遠藤委員からもお話がありましたが、我々も余り実感してはいないんですけれども、全体的にはイザナギ景気を超える景気ということで、市全体の税とかそういったものが、わずかながら持ち直してきている、回復しているという状況も好転材料としてございます。それが全部できるかどうかというのはまた別問題ですけれども、そういったことも加味しながら、ぜひ、もしそういうことになった場合、それは人数が150人だからだめですよということは、それはないことですので、大きくなるように何とかそういったものを加味しながら、手だては、最善の努力はしていきたいと、このよう

に思います。

(友利委員) わかりました。

(会長) そのほかございませんか。

(村山委員) 今回、国保に加入されている方に対しての措置ということで、非常に喜ばしいことだなと私は思っております。それで、問題は、実際この値上げというか、支払いがふえるということに関して、どのような広報措置というかをとっていくのかということだと思っておりますよ。やっぱり入っていらっしゃる加入者の方にとっては、非常にありがたいニュースだと思っておりますね。国のニュース等々を見ていけば、新聞等々でもいろいろと報道されているので、大体こういった形になっていくのだろうということはわかると思っておりますが、市報とかそういったものを使って効果的に、恐らく宣伝をされるんだろうなと思っておりますけれども、どういったことを考えられているのかということと、そして大体ざっくりとした、4月1日からの施行ですから、それに合わせた形での多分広報というか宣伝をしていくんだろうなと思っておりますが、スケジュールみたいなものがもし決まっておられたら、もしくは案でもそういったことを検討されておられるんだしたら、ちょっと教えていただけないでしょうか。

(市民部長) では、私の方から。

先ほど申し上げましたが、支給額の改定におきましては条例の改正が必要でございます。したがって、市議会で審議を経て議決を得るという1つの工程がございます。現時点では、市議会が3月20日、22日ぐらいまでと予定されてございますので、それ以降でないという実態としては確定しないという実情がございます。かといって、それを待ってからだと広報が間に合わなくなってしまうのかなと思われまます。

(保険年金課長) まだ具体的には決めていないんですが、この後、ご説明します受取代理と含めて、なるべく市報だとか、市報は市の基本的なものなんですが、受取代理の方は医師会だとか近隣の病院さん等にも周知をしていきたいなというふうに思っています。それから、出産育児一時金だけにするには、ちょっと今、考えておりませんので、あわせて出産育児の場合、受取代理とあわせたような形で広報ができればと思っておりますけれども。

(市民部長) 実は、きょうもう一つお話がある受取代理制度、こちらと一緒にやれば効果的かなと、このように思っておりますよ。ですから、なるべく早い時期には、皆さんにわかるような方法、もちろん市報もそうですが、ホームページ等も使いまして、できる限り知らせていきたいなと、こういうふうに思っておりますけれども、村山委員、いつから、



どうするのよとなると、ちょっと今の段階でははっきりと申し上げられる状況ではないということでご理解願いたいと思います。

(村山委員) わかりました。

(会長) 以上でよろしいでしょうか。

それでは、他に質疑がなければ、これで質疑を終わりたいと思います。

なお、本件に関する答申案につきましては、事務局と調整いたしまして、会長の方で取りまとめをさせていただきたいと思います。そして、後日、委員の皆様方に送付をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これでよろしいですか、そういう流れでね。

(会長) それでは、次に日程第5、出産育児一時金の受取代理制度の導入についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

(保険年金課長) それでは、日程第5の出産育児一時金受取代理制度の導入についてご説明するわけですが、その前に、今期から委員になられた方につきましては、机の上に「国民健康保険必携」という本をお配りさせていただいております。引き続き委員になられた方については、既に配付されているものと同じでございます。版が少し変わっておりますが、内容的には変わってございませんのでご理解いただきたいと思います。比較的コンパクトにまとめられている本でございますので、ひとつご活用いただきたいと思います。

それでは、出産育児一時金の受取代理についてご報告させていただきます。

こちらにつきましては、新たな、先ほど来から申し上げます出産育児一時金の金額の改定とあわせて、その支払い手続につきまして、平成18年の6月に政府と与党間で合意された内容でございます。保険者に、保険者というのは小金井市ですね、小金井市に義務づけられてはおりませんけれども、なるべく被保険者の負担を軽減するという観点から導入をしたいというものでございます。

資料なんですけど、一番後ろのところ、10ページと11ページに図が書いてございます。資料の7-1、7-2というのが、こちらの概略の説明でございます。ちょっとごらんいただきたいと思いますが、現行は10ページの方の資料の7-1の図のようになってございまして、左下のところに被保険者、出産を予定されている方がおりますと、右側の医療機関で出産、分娩をされた後に、市の方に出産育児一時金をご請求していただく。その前に、医療機関の方には分娩費を支払った後、市の方に出産育児一時金を請求していただい

支払いをするというのが現行の制度の簡単な説明でございます。

これを、代理制度につきましては、下の11ページの方に書いてございますように、被保険者が病院、あるいは診療所、または助産所を受取代理人としまして、出産育児一時金を事前に市に申請をしていただいた上で、出産費を直接医療機関等が被保険者にかわりまして受け取るということになる制度でございます。被保険者が窓口で出産費を払うということを経済するということが目的となっております。

小金井市におきましては、この制度については、6ページ、ちょっとお戻りいただきたいと思いますが、小金井市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度実施要綱、この形で規定をするものでございます。

この概要につきましては、対象者は第3条、6ページのちょうど真ん中よりちょっと下なんです、そこをごらんいただきたいと思いますが、出産予定日まで1カ月以内の被保険者であること。それから、受取代理人として医療機関からの同意が得られること。それから、国保税の滞納がないこと。この3つを条件としております。

受け取りの方法は、第4条以降、下に書いてあるんですが、先ほど一番最後のところの図の説明のように、まず世帯主が医療機関の同意を得た申請書兼請求書というのを事前に医療機関から同意をしましたよというのをもらった上で、市の方に事前に申請をしておいていただきます。出産後につきましては、その分娩費を医療機関から直接、市の方に請求をしていただくこととなります。分娩費が出産育児一時金、40万円ということで改定させていただきますと、40万円を超えるような費用であれば、出産育児一時金、そのまま全額を医療機関に支払うと。仮に40万円以下の分娩費であった場合につきましては、請求額以外の部分、その差額については世帯主にお支払いするというふうになってございます。

こちらの制度につきましては、先ほど来、出産育児一時金の金額のところでも申し上げていますように、昨年の6月に健康保険法等の一部を改正する法律が施行されまして、それに1つは35万円に、今まで法律では出産育児一時金が30万円というふうになっておりましたのを35万円にするということと、今の受取代理人制度をぜひやりなさいということになってございます。その関係で、ここでご提案といいますか、実施するものでございます。

1つは、これに当たりまして、国の方は私どもの方にやりなさいという勧奨があると同時に、日本医師会、あるいは産婦人科医会、あるいは日本看護協会に協力の通知をしているところでございます。

少し細かくなりますが、これまで、この制度を補完するものとして、貸し付けという制

度がございました。どうしても事前に出産費用が用意できないという方については貸し付けの制度がございまして、大体、3年平均で20件前後の貸し付けの実績がございました。これで対応していたわけですが、今度、新たにこういう形で受取代理制度という形でやるということになってございます。

それから、資料のページでいいますと、9ページに資料の6という非常に細かくて恐縮なんです、昨年の9月に多摩市がアンケートした結果の表でございまして。これは代理制度をやることについてのアンケートでございまして、丸で表示してございますけれども、既に実施しているところが、その時点、昨年の9月でございましてけれども、6市ございました。実施予定が、小金井市はその時点ではまだ未検討でございましたが、その時点で18市、約70%がやられるという方向でございました。それに小金井市の方も、おくれればせながら乗るといって、今回やりたいというふうを考えているところでございます。

先ほど、村山委員の方からもご指摘がございましたけれども、被保険者への周知でございましてけれども、市報あるいはホームページがございまして、それでこれについてはPRしていきたいと思っておりますし、小金井市の医師会、あるいは近隣の病院等、そこにも協力要請を行って、ことしの4月から実施をしたいというのが、こちらの予定と考えております。

以上、簡単ですがご報告をさせていただきます。

(会長) 以上、事務局から報告がありました。

それで、この報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。何かありましたら。

(渡邊委員) ちょっと出産費というのが、正常分娩であれば当然保険がきかないわけですから何十万円になるんですけども、正常分娩じゃない出産の場合、反対に保険がきいてしまうと40万円かからないで済んでしまうケースも出るんじゃないかと思われるんですけども、そういうときには代理受領といって、今度は代理受領を依頼した方の病院なりから、それを返してもらうようになるのか、そこところがちょっとわからないものですから、そこをちょっとご説明いただければありがたいと思います。

(会長) 正常分娩でない場合に、どうするのか、扱いね。

(渡邊委員) 正常分娩じゃない場合に、保険が使えた場合に、反対に40万円かからないで済んでしまうということ。

(保険年金課長) やはりこの出産育児一時金につきましては、あくまでも正常分娩の費用を見ておりますので、正常分娩じゃないものについては医療費の対象になっておりますか

ら、別々になるということですね。仮に、今、委員がおっしゃられましたように、40万円に達しない費用、いわゆる正常分娩的な費用になった場合には、病院の方にはその費用を直接お支払いしまして、残りの差額についてはご本人の方にお支払いするという形になります。ですから、正常分娩じゃないものについては医療費の対象ですので、いわゆるこちらの方にはレセプトで来るということです。医療費としてお支払いします。

(渡邊委員) そうすると、病院の方には、実際にかかった、正常分娩の医療費以外でかかった部分について払って、残った分は本人に払う。これは一たん納付してしまっても同じように、例えば帝王切開とか何かした場合、反対に保険で賄えてしまうことがあるわけですね。そののところ、ちょっと疑問だったものですが。

(保険年金課長) そうです。ちょっと8ページにあるんですが、この申請書、請求書を兼ねております。ここにご本人の被保険者の口座も書いていただくようになっておるんです。一番下が医療機関の同意書とあわせて医療機関の口座になっていまして、今申しあげましたように医療機関の方に支払うものは下の方の口座に払いまして、もし差額が出た場合には、被保険者の方の口座に振り込むという形で、両方を兼ねている申請書兼請求書になっておりますので、処理としてはそういう形でさせていただいております。

(会長) 要するに、出産が正常分娩、異常分娩にかかわらず、出産育児一時金というのは被保険者にその額がいくと、40万円なら40万円がいくと。

(渡邊委員) 4カ月を過ぎた、例えば死産でもなんでも出るわけですね、実際に産まれなくても出るわけです。ですから、必ずしも医療費がかかったという意味じゃなく、そのお金が出ることは出ると思うんですけれども。

(会長) そのほかございますか。

(会長) 先ほど、この資料が出ていますが、各市の実施状況ね。この小金井市周辺ですと、例えば武蔵野がまだ実施予定がないというふうな資料になっていますよね。それから、三鷹は既に実施していると。府中も実施しているということで、近隣の医療機関なんかも非常にその辺でやっているところ、やっていないところいろいろあるんでしょうけれども、小金井市が今回実施するという意味では、その辺の医療機関に対しての周知というのを、やっぱりある程度きちっとやってもらわないとあれですよ。こんな趣旨かなと思いますけれども、その辺は大丈夫ですか。

(渡邊委員) 今の段階ですと、小金井が一番大きくなってしまいうんです。40万円というのが……

(会長) 額はそうです。この受領委任払いということではちょっとおこなっていますので、その辺の……

(保険年金課長) このアンケート、昨年の9月1日現在ということでやったもので、多分、私もちょっと確認していませんけれども、ほとんどの市が、この代理制度を取り入れるというふうな状況があるんだろうというふうに思っています。それぞれの各市で、その近隣市の病院、小金井だけじゃなく、例えば武蔵野だとか府中だとか、近隣、接しているところの大きい病院等には、ご協力のご連絡をしたいと思っていますので、各市ともそういう形でやっていただければ、ある程度、PRは徹底していくのではないかなというふうに思っていますが、ただ何せちょっとお出しした資料が昨年の9月でしたので、それ以降、例えばこの時点では小金井もまだ未回答でしたんですが、実施するという形で今回ご提案させていただいているところなので、私の方ではちょっとほとんど大部分の市が、これをやっていくんだろうというふうには思っています。

(会長) あと、もちろん出産したとき母子手帳をいただきますよね、そういったときにもこの辺の案内を情報としてご本人にきちっと説明をしていただくとか、そういった対応もやっぱりきちっとしていただいた方がいいんじゃないかと思います。

そのほかございますか。

(友利委員) 少し具体的なことなんですが、医療機関側からしますと、今、従前の前のページのあれからすると、支払いに関しては非常に簡便なんですが、代理制度を施行した場合に、医療機関が7番の申請を受け付けたことの連絡と、実際、分娩をしたという証明書を出すと、そういった手続をした後に、実際、10番の出産育児一時金というのが支給されるわけですが、その辺の要するに支給までの時間的な期間というか、そういう辺がどういうふうになっていくかなというのは、現場の医療機関としては恐らく知りたいところだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

(保険年金課長) 申しわけありません。具体的にちょっとそこまでは詰めておりませんが、一応、規定では出産予定日の1カ月前までに、市の方には申請をしていただくということになっています。市の方はそれを受けて、受けましたよという形で医療機関に連絡することになっておりますので。ただ、医療機関さんの側からだけ見ますと、ちょっと細かいところはわかりませんが、事前にそういう準備はさせていただくつもりではおります。ですから、出産後は市の方に、ご本人にご請求するのではなくて、市の方に分娩費の請求をしていただくという形でできるものというふうに思っています。

(友利委員) 支払いがされるというのはわかるんですけども、その期間がしっかりとわかっていないと、現場の医療機関は、またその点で、いつそういう支払いが来るかというのが、やっぱり十分知っておく必要があると思いますけれども、4月から始まるわけですね。そうすると、当然、その辺がある程度、現場の医療機関の先生に頼むときに、やっぱりそういう支払いの期間とか、具体的なことがわからないと非常に困るんじゃないかなと思います。

(会長) その辺を十分配慮して、例えばこれは処理としては、作業はどうなの、手作業になるの、それともコンピューター処理になるんですかね。

(保険年金課長) 手作業で支払い作業を行います。

(会長) やっぱり手作業なのね。そうすると、その辺やはりある程度配慮していただいて、ある医院にはえらい時間かかって、こっちは早く入ったとか、そういうことがないように、やっぱりきちっと医療機関から出生の証明書が届いたら、着いたら何日以内には、遅くとも何日以内に送金がされると、実行されるということは、ある程度はっきりさせておいた方がいいんじゃないかと思うんですね。

(保険年金課長) 大変申しわけございません。ちょっとその辺の細かいところまでまだ詰めておりませんが、今のご意見をぜひ踏まえて、そのようにさせていただきたいと思えます。

(会長) では、よろしくお願いします。

そのほかございますか。

(渡邊委員) もう一つ、出産の場合、病院といってもホテル並みの病院がございますよね、出産でも。そういったときに、例えばごちそうばかり出るような病院とかというのもあるんですけども、それは一般の健康保険だと食費負担とか何かという問題が出てくるわけですけども、この場合はどんな、ホテル並みの病院に入っても、それは関係ないという理解でよろしいですね。

そこで、ちょっと心配なのが、そこで保険医療の今言った帝王切開とか何かの医療機関の保険の点数になってしまうときに、そうするとそこではまた保険の食費代とか負担とか何とかという問題が起きてくると思うものですから、純然たるそれだけだったらいいんですけども、そういうところの調整はうまくいくのかなとちょっと思ったものですから、これは余分かもしれないけれども。

(保険年金課長) 今、食費については自己負担になっておりますし、ですからあくまでも

手術費だとか投薬料については保険対象ですので、今言われている部分については保険対象外の費用だというふうにこちらは思っております。例えば、病院等の差額ベッドがございますよね。5人部屋までは、今、5人だったと思いますが、5人までは普通の保険対象ですけれども、例えば個室については保険対象になっておりませんから自己負担でやっていただいていると、それと同じだというふうに思っております。

(渡邊委員) 今言った出産手当の一時金については、保険対象の差額ベッドに入っても、それ以外であれば、それは全然差しさわりなく出てしまうということだと思いますので。ただ、保険と絡んだときにどうなるのかなというちょっと疑問があったものですから。

(会長) では、よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終了したいと思います。

(会長) 次に、日程第6、その他に入るわけですけれども、何か事務局の方でありますか。

(市民部長) 先ほど来、助役のあいさつにもございましたが、現在、国、都道府県、市、各省を挙げまして医療制度の大構造改革が始まっているところでございます。今回の大改正につきましては、昭和57年の老人保健制度創設以来とも、また昭和36年の国民皆保険制度確立以来とも言われる大きな大きな改革でございます。内容的には、超少子高齢社会を見据えた医療制度の財政的な改革というの大きな柱となっているところでございますが、大きな柱としては、そのほかに後期高齢者の医療制度の創設、それから総合的な医療費適正化対策の実施と、こういった大きな柱があるわけでございます。

これらの改正に伴う具体的な内容でございますが、皆さんも非常に気になるころだと思うんですけども、現時点でなかなか皆さんにご説明できるような、大枠はあるんですけども、細かいところまでまだ知り得ていない部分がございます。したがって、そういった情報が入った段階で、おいおい皆様方には、その内容につきましてご説明をさせていただきたいと、このように思いますので、現時点で全体がどうかというのはなかなか難しいことがございますので、そのようにご理解願いまして、新しい情報、また細かい情報、具体的な情報が入った段階で、事あるごとに皆様方にはお知らせしてまいりたいと、このように思いますので、ひとつそのようにご理解を願いたいということでございます。

(会長) 医療制度改革で、私たちの方にも会長会とかいろいろあるんですけども、そういうところで75歳以上の後期高齢者の医療制度については広域連合でやっていくと。小金井市では、東京都全部の区市町村で構成する広域連合が今度、いわゆる保険者になっていくわけですね。そういう形で、広域連合についてはことしの6月ぐらいですかね、議会の

方も広域の議会を、こういう仕組みをつくっていくというようなことで日程等があつて、一方でそういう動きと。それから、またさまざまな課題、今お話ありましたとおり、まだまだ厚労省からいろいろ言うてくるけれども、びしっと地元ではなかなかその厚労省の意向が伝わっていないというような、いろいろな課題もありますので、その辺がある程度明確になってきた段階で、この運営協議会にもその辺の情報が示されるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺はぜひ、また、その都度、できるだけ早く情報をいただければと思います。

(国民健康保険係長) 最後になりますけれども、各委員さんのお名前とご住所と電話番号が入りました名簿について、皆様のご了解が得られれば、この場でお配りさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(会長) 名簿ですね。ということですが、名簿を配付したいということです。要するに、住所と電話番号。

(国民健康保険係長) お名前とご職業と住所、電話番号になっております。

(会長) そうですか。それは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(会長) 異議がなければ、では配付してください。

(国民健康保険係長) それでは、配付させていただきます。

(名簿配付)

(廣野委員) 今、基本健康診査というのをやっていますよね、ほとんど通年で。7月から2月までかな、やっております。あれは健康課で担当していますよね。私たち手にするいろいろな資料を見ますと、平成20年4月から国保で特定検査をやるようになっていくんでしょう。今、健康課でやっている予算は全部国保の方へ移るわけ。

(会長) その辺が、ちょっと今、いろいろやりとりしているところです。

(市民部長) 先ほど会長の方からお話がありました大きい制度改革のまず1点は、先ほど申し上げた75歳以上の広域連合をつくって、都全体でやりましょうという一つの流れがございます。もう一つは、事前に健康診断をやって、なるべく治療費がかからないようにしましょうということで、保健事業を新しくやりなさいということで、来年度その計画をつくりなさいというのが、まず国の方の法律があるんですね。それ予算をとっているんですけども、それは5カ年計画をつくって、そのとおり目標数値をつくってやりなさいよということなんですけれども、これは皆さんご存じのように、メタボリックシンドローム、



生活習慣病をなるべく少なくしましょうというのが主たる目的なんですね。そうすると、そのための計画というものをつくるわけですけれども、対象が40歳以上、74までの方が、いわゆるメタボリックシンドロームの対象になるわけですけれども、では市の健康はといったら、ゼロ歳から死ぬまであるわけですから、それがなくなってしまうということは当然あり得ないわけですね。ですから、健康の中の国保であって、ここに全部組み入れられてしまうなんてこと、これはあり得ないことなんですね。

ですから、そこら辺がどうも理解が、変にひとり歩きしているような感じで、国保に全部組み入れられて、今、健康課がやっているのがなくなってしまうんじゃないかと。そうじゃないと思うんですね。そこら辺、そうすると仕事のすみ分けといいますか、区分といいますか、また全体的にどうするかと、こういったものが今、各市とも決まっていない、決められないというのが実情なんですね。どのようにやるかというのも決まっていないんですよ。そこら辺についても決まり次第、廣野先生のおっしゃるように、なるべく早い時期に情報として提供したいと思っているんですけれども、現時点ではそういったものを含め組織もどうするのか。例えば、メタボリックシンドロームでいいますと、国の方からある一定の診査項目が示されると思うんですよ。現実の今の項目と多分乖離が出ると思うんですよ。そこら辺もどうするかとか、いろいろな問題がこれから出てくると思うんですよ。それは、おいおい、その時点で1つずつご相談を申し上げてまいりたいと、このように思っています。

現時点では、はっきりと大枠も何も示せることはないんですけれども、やらなきゃいけないということが山積みだということだけはわかっているんですけれども、なかなか皆様に決まったことをお示しすることができないということで、ご勘弁願いたいと思うんです。

(廣野委員) だから、20年から入らなくてはいけないわけですから、ことしの6月か7月ごろには下準備ができ上がっていかないと間に合わないでしょう。

(市民部長) 19年度中に、すべてそういう項目から、それから市の組織から、すべてそういったものを位置づけていくということで動き出す予定ではおります。

(友利委員) 今の補足ですが、平成20年の4月から特定検診の保健指導というのが入るわけですけれども、これも費用の一部に関しては厚労省では保険料を充てるということなので、当然そうするとこの国民健康保険運営協議会、それがかなり位置づけが強くなってくると思うんですが、その辺、従前どおり健康課だけとか、健康課のみならず、やっぱり国保運営協議会、その辺であらかじめ、要するにポイントになることはわかっているので、

これは一つは制度そのものの費用負担が一部は保険料になるだろうと。そうすると、その保険料に関して皆さんにご討議いただくということで。ですから、その保険料がどういう枠で決まるかというのを早目に情報提供していただいて、それで検討していただくということをしないと、スケジュール的にはかなり詰まっているということと、それからもう一つ、今回の要するに特定検診、保健指導で一つあるのは、同じ平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の改革で、この法律の中に、今度の検診の成果、要するにメタボリックシンドロームを減らせたかどうか、それを平成20年度から平成25年度までの5年間の間に成績を国に報告をしてくださいと。そういった成績次第によっては、ここで後期高齢者支援金、これを各自治体がお支払いするわけですが、その支払いにペナルティーがついたり、あるいは少し減額されたりというふうなことが言われているわけですから、そういう意味では特定検診、保健指導というのはすべてに連動しているので、その辺の国がデータを出すのは大体3月ぐらいというふうに言われていますけれども、そういった中なるべく早く情報を私たちに提供していただきたいと、これは要望です。お願いします。

(市民部長) わかりました。

(会長) 今、友利先生から、あるいは廣野先生からもご指摘があったとおり、非常に大事な課題になっていくと思います。まだまだはっきりしていない面もありますので、このことについてはある程度見通しが立ちましたら、できるだけ早く運営協議会の方に情報をいただければというふうに思っております。

そのほか何かございますか、よろしいでしょうか。

(渡邊委員) これは出産育児一時金と関係するんですけども、高額医療費について何か新聞あたりでは、やはり代理受領みたいなのを認めるといようなのをちょっと見たことがあるんですけど、それについてはまだ出産育児一時金と同じように、高額医療費の部分も本人が払うんじゃなくて、高額医療費もその部分を直接病院に払い込むといようなことは、まだ。

(保険年金課長) いわゆる高額医療費の現物給付化と言われているものなんですけれども、今までは高額医療費にかかった分は、一たん医療機関にお支払いいただいた後、市の方にご請求いただいてお戻しするという制度だったんですが、あらかじめ高額医療費に該当する方については、限度額だけをお支払いいただくというふうになります。4月からなんです。まだ細かい部分、いろいろシステムの問題も含めて、今、検討しているところで。変わることは先生のおっしゃるとおりです。

(渡邊委員) 変わることは変わる。これは国保ばかりじゃなくて、一般の被用者保険の方も全部そうなるのでしょうか。

(保険年金課長) そうです。同じです。

(会長) よろしいでしょうか。

それでは、きょうは大変長い時間ご審議いただきまして大変ありがとうございました。

では、これもちまして本日の運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉 会 午後 3時34分

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成19年 月 日

会 長

署名委員

署名委員